

平成25年度第2号文書質問答弁書

様式2

質問者	酒井安紀子	課名	政策推進課			
質問事項	大規模スポーツ施設に関わり、市民と共にすすめるまちづくりへの態度について					
(質問内容)						
1 情報公開について						
(1) 亀岡市における市民への情報公開とは何を意味しているのか。問い合わせがあれば公開するという態度を全て公開していると表現しているのか。						
(2) 問い合わせがなければ公開しない情報と問い合わせがなくても積極的に発信する情報との差異はなにか。						
(3) 今後、どのような態度でスタジアムに関する情報公開を行っていくのか。						
(答弁)						
(1) 亀岡市における市民への情報公開とは何を意味しているのか。問い合わせがあれば公開するという態度を全て公開していると表現しているのか。						
一般的な資料などは積極的に公開すべきものであると考えている。しかし、事務文書は亀岡市情報公開条例に則り、所定の事務手続きを行い公開することが必要であると考えている。						

(答弁要旨)

(2) 問い合わせがなければ公開しない情報と問い合わせがなくても積極

的に発信する情報との差異はなにか。

法令等による他、文書を所管する課の判断で対応している。

(3) 今後、どのような態度でスタジアムに関する情報公開を行っていく

のか。

開示可能な全ての情報を発信していくことを基本と考えている。

平成25年度第2号文書質問答弁書

様式2

質問者	酒井安紀子	課名	政策推進課			
質問事項	大規模スポーツ施設に関わり、市民と共にすすめるまちづくりへの態度について					
(質問内容)						
2 地域こん談会での説明について						
(1) 平成25年度の地域こん談会でスタジアムに関する説明を行ったのは何カ所か。						
(2) 行わなかった地域があるとすれば、その理由は何か。						
(3) 議会答弁において「全て説明する」とは問い合わせがあれば説明するという意味であったのか。						
(4) 議会答弁で説明するとした内容を説明しなかったことについて問題ないと考えているか。						
(答弁)						
(1) 平成25年度の地域こん談会でスタジアムに関する説明を行ったのは何カ所か。						
地域こん談会での冒頭あいさつでは、スタジアムに対する取り組みの考え方を説明している。						
懇談事項として事前に項目としてあがっていたのは、1自治会である。						
また事前に申出の無い場合でも、こん談会で質問のあった3自治会では、説明を行っている。						

(答弁要旨)

(2) 行わなかった地域があるとすれば、その理由は何か。

地域こん談会を開催した22自治会においては、冒頭あいさつで同じ内容のあいさつを行っている。

自治会から申し出の無い場合は、こん談事項とはしていない。

(3) 議会答弁において「全て説明する」とは問い合わせがあれば説明するという意味であったのか。

懇談事項としてあがっている場合や地域こん談会の開催時点で市から説明を必要とする事項がある場合は説明を行うという意味である。

(4) 議会答弁で説明するとした内容を説明しなかったことについて問題ないと考えているか。

議会答弁では、その時点でわかっていることは必要に応じて全部説明させていただく事を答弁した。

平成25年度第2号文書質問答弁書

様式2

質問者	酒井安紀子	課名	政策推進課			
質問事項	大規模スポーツ施設に関わり、市民と共にすすめるまちづくりへの態度について					
(質問内容)						
3 24年度地域こん談会での説明について						
(1) 平成24年度の地域こん談会でスタジアムに関する説明を行ったのは何ヵ所か。						
(2) 説明の目的は何か。						
(3) 説明の要請があったのは何ヵ所か。						
(4) 説明を行わなかった地域があるとすれば、その理由は何か。						
(答弁)						
(1) 平成24年度の地域こん談会でスタジアムに関する説明を行ったのは何ヵ所か。						
プレゼンテーションと同様の内容のDVDを見ていただいたのは21自治会である。						
(2) 説明の目的は何か。						
大規模スポーツ施設の誘致を行っていることや施設に対する市の考え方を多くの市民に理解いただくため。						

(答弁要旨)

(3) 説明の要請があったのは何カ所か。

懇談事項としてあがっていたのは、4自治会である。

(4) 説明を行わなかった地域があるとすれば、その理由は何か。

地域こん談会の進め方の調整の結果である。